

# 支援者のための障害者虐待 防止マニュアル

港区保健福祉支援部障害者福祉課

## 港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

## 目次

<b>1 障害者虐待とは何か</b>	
東洋大学福祉社会デザイン学部教授 東洋大学社会貢献センター長 高山 直樹……	4
<b>2 障害者虐待の種類と考え方</b>	
【障害者虐待の種類とサイン】……	9
【障害者虐待に該当する場合】……	10
【障害者福祉施設従事者等による障害者虐待】……	11
【使用者による障害者虐待】……	11
<b>3 障害者虐待の防止等に関する責務</b>	
【障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の通報義務】……	13
【障害者福祉施設等従事者がとるべき通報の手順】……	14
【障害者福祉施設等従事者がとるべき通報手順の参考例】……	15
<b>4 障害者虐待の特徴と対応について</b>	
東洋大学福祉社会開発研究センター 客員研究員 丸山 晃……	16
<b>5 障害者虐待に関する法律的な観点</b>	
東京アドヴォカシー法律事務所 弁護士 池原 毅和……	22
<b>6 施設・事業所が取り組むべき事項</b>	
(1) 虐待防止について	
【虐待防止委員会の定期的な開催】……	27
【虐待防止のための研修の実施】……	27
【虐待防止チェックリストの実施】……	28
【虐待防止マニュアルの作成】……	28
【虐待防止責任者の設置】……	28
【虐待防止啓発掲示物の掲示】……	29
(2) 身体拘束の適正化について	
【身体拘束適正化委員会の定期的な開催】……	30
【身体拘束等の適正化のための指針の整備】……	30
【身体拘束等の適正化のための研修の実施】……	30
【身体拘束等を行う場合】……	31
<b>7 参考</b>	
【Q&A】……	33
【港区の相談件数の推移】……	37
【参照】……	38

## 1 障害者虐待とは何か

～あらためて障がいのある人の支援を考える～

東洋大学福祉社会デザイン学部教授  
東洋大学社会貢献センター長 高山 直樹

はじめに

2012年10月「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、障害者虐待防止法）は施行されました。このことは、児童、高齢者、障害者に対する虐待の防止に関する法律がそろったといえます。また「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」を加えると、社会的に弱いとされる人たちを虐待や暴力等からまもる法律が整ったといえます。しかし、これらの法律をつくらざるを得ない社会があるということを改めて、顧みる必要があります。現に障害者虐待防止法の施行後も、養護者、社会福祉施設や精神病院、障がいのある人を雇用している企業等において、虐待の件数は増えています。（件数に関してはP.38表を参照）。このことは、障害者虐待防止法だけでなく、法律が成立しただけでは、虐待はなくなるということ。特に行政、福祉、労働、教育、医療等の障がいのある人たちの生活に密接に関わっているヒューマンサービスの専門職の人たちが虐待者となっていることは、極めて遺憾な状況が続いていることを肝に銘じなければなりません。

虐待とは何か

虐待は英語では、「Abuse」といいます。直訳すると誤用、濫用、ののしる、悪態をつく、むごい扱いなどと訳されます。特徴は虐待の加害者と被害者の関係性にあります。それは腕力、知力、社会力、武力、権力を持つ者がその力を誤用・濫用等を行ったために起こる事柄をさします。また保護・監督すべき権限や責務のある立場の人から、その力を濫用した不適切な対応であり、本来ならば、愛される存在の人から、専門的支援を提供する人から受ける「むごい扱い」といえます。したがって被害者の生活や人生に密接に関わっている人から受けることとなります。それは被害者の尊厳そのものが奪われていることになるのです。

障害者・児童・高齢者虐待だけでなく、体罰、ドメスティックバイオレンス、ハラスメント、いじめにおいても同じ特徴を持っています。またアメリカでは動物虐待も人の虐待と同様に防止法があります。さらには経済を優先した自然破壊により、環境破壊が起こり、温暖化現象等が起きていることも、人間が動物や自然を虐待しているのではないのでしょうか。またなぜ虐待は許されないのでしょうか。以下のことを自分が行われたらどのような気持ちになるのでしょうか。自問自答してください。

例1：自分のお金が、家族の誰かに無断で使われた。

例2：決まりを守らなかったで顔を殴られた。

例3：施設のトイレの入り口がドアではなくカーテンで仕切られていた。

例4：みんなの前で罵倒された。

例5：風邪で寝込んでいたのに、周りの人が誰も面倒をみてくれなかった。

例6：何かを伝えようとするのに、無視された。

例7：自分の言動に上司から舌打ちされた。

誰でもこのことが行われたら、肉体的、精神的に大きな苦痛を感じます。特に虐待は、その人の生活や人生に大きな影響を及ぼす身近な人から行われることから、被害者の存在自体を否定するという人間の尊厳を奪うものとなります。そして「心の傷」を深く負うことになり、その傷はその人の人生を大きく脅かすことになるのです。

障害者の権利に関する条約と障害者虐待

我が国は、2014年1月に障害者の権利に関する条約（以下、障害者権利条約）を批准しました。障害者権利条約は、障がいのある人の人権や基本的自由の享有を確保と固有の尊厳の尊重を促進するための人権条約です。これまでの障がいのある人に関する法制度は、医学モデルの福祉や教育、リハビリテーションという保護的な観点から規定されてきました。その反省から生まれたのが、障害者権利条約です。その前文（(c) 項）においては、「全ての人権と基本的自由が普遍的であり、不可分であり、相互に依存し、相互に関連している」というウィーン宣言及び行動計画の基本原則が再確認され、障がいのある人の多くが、差別、乱用、貧困に晒されていて、特に障がいのある女性や子どもたちが家庭内外での暴力、ネグレクト、搾取等にさらされやすい現状にあることを指摘しています。そして個人は他の個人とその個人の属する社会に対して、障害者権利条約の条文を具現化していく義務を負い、人権を促進する責任があることが明記されています。

特徴としては、医学モデルから社会モデルへの転換です。障がい個人に在るというこれまでの障害のとらえ方から、障がい個人が、社会と環境の中に存在するものであるという考え方の転換です。また「われわれのことを我々抜きで勝手に決めるな」（Nothing about us without us）というスローガンが基盤となり、障がいのある人の視点から作られた条約でもあります。

障がいのある人の自尊心、自己決定権の重視や、不可侵性（インテグリティ）の保護、雇用や医療を受ける機会も含めた生活のあらゆる場面における差別禁止、障害を持つことに由来する社会からの隔離や孤立の防止、その個性と違いを尊重された上での被選挙権をも含めた社会参加の権利、さらに医学的乱用、実験からの保護やインフォームド・コンセントの権利、さらに成人教育や生涯学習、障がいのある人に対する社会全体の差別や偏見と闘う意識向上の施策の必要性が強調されています。

このように障害者権利条約は、障害者に関する憲法のような存在であり、理念を規定しているものでもありますが、条約を批准した国は、この条約の理念や規定を具現化していくことが義務となります。したがって、批准のためにわが国では、障害者基本法が改正され（2011年）、意思決定支援が盛り込まれ、障害者虐待防止法（2012年）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（2013年）が成立しました。以下、障害者虐待に関連する条文を概観します。

第10条では、「締約国は、すべての人間が生命に対する固有の権利を有することを再確認するものとし、障害者が他の者と平等にその権利を効果的に享有することを確保するた

めのすべての必要な措置をとる」と生命に対する権利を規定しています。

第16条には「家庭の内外での搾取・暴力及び虐待からの自由」を規定し、虐待の防止と虐待を受けた被害者の身体的及び心理的な回復及びリハビリテーション等の措置が締約国の義務となっています。

第17条では、「すべての障害者は、他の者と平等に、その心身が健全であることを尊重される権利を有する」とし、個人が健全であることの保護を規定している。これは、障がいのある人の心身のインテグリティ（不可侵性）が尊重されるものであり、個人が人道的に扱われる権利であり、心身に不当な介入を受けない権利です。

第19条1項では、「障害者が、他の者と平等に、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の居住施設で生活する義務を負わないこと障害のない人と平等にどこで誰と住むか選択でき」、特定の居住様式での生活が義務付けられず、地域生活を支えるための支援を締約国に課すという、地域における自立した生活の権利条項も規定されました。

このように、改めてすべての国民が、障害者権利条約で規定されている「固有の尊厳」「家庭の内外での搾取・暴力及び虐待からの自由」「インテグリティ（不可侵性）」「社会参加とインクルージョン」などの価値を具現化していかなければならないのです。

#### 障害者虐待防止における支援体制（養護者）

児童虐待防止法における児童相談所、高齢者虐待防止法における地域包括支援センターが、虐待に関する対応において明確な支援機関として位置づけられているように、障害者虐待防止法の場合も、その介入、支援の権限をもった、障害者虐待防止センターの設置が義務付けられています。虐待の防止や早期の対応等にあたっては、市区町村等の自治体を中心としながら、関係機関との連携協力体制を構築することが重要になるのはいうまでもありません。障がいのある人のライフステージや幅広い問題に対応するためにも、介入、支援ともに、地域に根差した、包括的な支援の拠点が求められる。障がいのある子どもの虐待、また高齢者虐待における障害のある虐待者の存在など、児童から高齢者にいたるまでの、虐待に対する総合的に関われる権限や専門的機能をもった、虐待防止センターが市町村レベルまたは保健福祉圏域レベルで必要となります。

その虐待防止センターが拠点となり、通報、介入、虐待認定の権限を持つことが必要となり、その後の支援においては、地域における相談支援事業の機関、地域包括支援センター等が具体的な支援計画策定やネットワーク支援を行っていくことが求められます。

またネットワーク支援、予防に関しては、地域自立支援協議会のなかに実効性のある体制作りをつくっていく必要があります。重要なのは、2016（平成）28年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、各市区町村は、成年後見制度の利用促進に関する政策について基本的な計画を定め、中核となる機関の設立など必要な措置を講じるよう努めることが求められました。この「中核機関」が権利擁護センターとして整備すること喫緊の課題といえるでしょう。

その中核機関を中心に具体的に求められる仕組みとしては、各地域において、①早期発見や見守りにつながる仕組み・ネットワークの構築、②関係する専門機関（行政、警察、

医師、相談支援事業者、地域包括支援センター、児童相談所等）による虐待発生時の対応（介入）を行う仕組み・ネットワークの構築、③保健・医療・福祉・教育の連携による虐待の予防や早期発見、虐待発生時対応（介入）と発生後のアフターケア等を総合的に行うことのできる仕組み・ネットワークを構築すること等が考えられます。

#### 障害者虐待防止法における支援体制（施設、職場）

障害福祉サービス等を提供する施設・事業所においては、施設・事業所内における虐待の防止、早期発見・早期対応等に関わる取り組みのみならず、地域生活を支える拠点、中核的な社会資源として、地域における虐待防止等の実践も積極的に行うことも求められる。このことは地域社会における社会福祉法人・施設の実存意義を高め、その使命と役割を果たすことにもつながります。

施設・事業所において虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した場合には、速やかに、組織的な対応を図ること、また、行政に通報・相談することの義務を明確に規定することが必要です。したがって、施設・事業所においては、虐待発生時もしくは、疑いのあるケースを発見した場合等の、施設・事業所内における対応の明確化が重要であり、施設・事業所内で虐待が起こった場合には、速やかに誠意ある対応や説明を行う等、利用者や家族に十分に配慮すること、また、被害者のプライバシー保護を大前提としながらも、対外的な説明責任を果たすこと等も必要となることも盛り込むことが必要です。発生要因を十分に調査・分析するとともに、再発防止に向けて、組織体制の強化、職員の意識啓発等について、一層の徹底を具体的に図ることが不可欠となります。

障害者総合支援法においては、事業者の責務として「指定事業者等は障害者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない」（第42条第3項）と定めています。また、サービス提供にあたっては、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業（障害者支援施設）等の人員、設備及び運営に関する基準」（以下、指定基準）において、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うこと、また、職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならないことが定められています。さらに、利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いては、身体的拘束やその他利用者の行動を制限する行為を行ってはならないこととされています。令和3年度障害福祉サービス等報酬改定のひとつとして、「障害者虐待防止の更なる推進」が発表されており、令和4年度より、運営基準に以下の内容を盛り込むことが義務付けられました。

1. 従業者への研修実施（義務化）
2. 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（義務化）
3. 虐待の防止等のための責任者の設置（義務化）

特に虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等を行うことが明記されました。

大切なことは、障がいのある人の施設・事業所においては、虐待のない事業所をつくる

というのではなく、本質的な支援である、意思決定支援、権利擁護支援、地域自立支援をしていくことが本来のあり方です。それはサービス等利用計画、個別支援計画が利用者の意思決定を核にしたものであり、まさに「われわれのことを我々抜きで勝手に決めるな」(Nothing about us without us) の具現化です。

### おわりに

障害者虐待防止法では、市区町村に障害者虐待防止センター等の設置が義務づけられており、この機関には、まず専門性と的確・迅速な対応が求められます。しかし多くのセンターは、行政の障害福祉部局に位置づけられており、そのスタッフが兼務であることから、どうしても事後的な対応になってしまいます。

わが国においては、障害者虐待防止法の他にも児童、高齢者虐待防止法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律があります。これらの領域においても深刻な虐待、暴力の実態があります。どの領域での虐待であっても養護者等、家族間に生じる虐待の背景には、多くの問題が複雑に絡み合っていることが少なくありません。したがってこれまでの縦割り行政による対応では、立ち行かないのです。

そこでさまざまな虐待の問題に総合的に対応できる体制と予防のネットワークを構築していく機能を持った虐待防止の拠点である「中核機関」をつくっていく必要があります。そのためには虐待対応の窓口を一本化し、迅速な対応を可能にする専門職チームが不可欠です。また、地域の障害者相談支援事業所、地域包括支援センター、子ども家庭支援センター等との連携・協働関係を強化した総合的な虐待防止センターの役割を明確化していくことが求められます。また虐待の背景にあるさまざまな要因を関係者が分析し、予防および対応のあり方につなげていくことを積み重ねが求められます。

そして最大の課題は、虐待を起ささない地域社会をつくることです。その意味でもさまざまな社会資源による虐待予防ネットワークを構築、啓発活動、自助・互助・共助・公助の諸レベルにおける予防のあり方の検討などを具体的に行っていくことも求められます。

そして重要なことは、障がいのある人たちの参画です。地域自立支援協議会および各部署、障害者福祉計画の策定、障害者差別の協議会など、形式的な委員としての当事者参加ではなく、積極的な当事者の参画を推進し、その運営を工夫していく必要があります。また福祉、医療、教育、行政等関係者は、まさに上記前項の当事者のメッセージを受け止め、反すうするなかで、支援のあり方を考えていかなければなりません。

障がい者施策の整備は、虐待の防止に留まらず、強者が経済を優先して押し進めてきた社会のあり方を立ち止まって見直すことにつながるものでもあります。障がいのある人は、普通の生活をするための支援を必要とする普通の区民です。障がいのある人は、これまでは弱者と見なされてきたかもしれませんが、強者を多数派と想定し、強者がつくってきた矛盾した社会を変える力を持った存在です。支援者は、障がいのある人をパートナーとして、社会変革に取り組んでいくことが求められています。

## 2 障害者虐待の種類と考え方

### 【障害者虐待の種類とサイン】

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」)は、障害者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を防ぐために制定されました。

障害者福祉施設従事者を始めとした一人ひとりが虐待を身近な問題として捉え、社会全体で支えあうとともに、虐待の種類を知り、そのサインを早期に発見することが障害者虐待の防止につながります。

<p><b>身体的虐待</b></p> 	<p>障害者の体に暴力を加えること。また正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>たとえば</th> <th>こんなサインが</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>● たたく ● 殴る ● 蹴る</li> <li>● つねる ● 縛る</li> <li>● 閉じ込める など</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 体に傷やあざ、やけどの跡がしばしばある。</li> <li><input type="checkbox"/> 急におびえたり、こわがったりする。</li> <li><input type="checkbox"/> 傷やあざなどの説明が変化する。 など</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	たとえば	こんなサインが	<ul style="list-style-type: none"> <li>● たたく ● 殴る ● 蹴る</li> <li>● つねる ● 縛る</li> <li>● 閉じ込める など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 体に傷やあざ、やけどの跡がしばしばある。</li> <li><input type="checkbox"/> 急におびえたり、こわがったりする。</li> <li><input type="checkbox"/> 傷やあざなどの説明が変化する。 など</li> </ul>
たとえば	こんなサインが				
<ul style="list-style-type: none"> <li>● たたく ● 殴る ● 蹴る</li> <li>● つねる ● 縛る</li> <li>● 閉じ込める など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 体に傷やあざ、やけどの跡がしばしばある。</li> <li><input type="checkbox"/> 急におびえたり、こわがったりする。</li> <li><input type="checkbox"/> 傷やあざなどの説明が変化する。 など</li> </ul>				
<p><b>性的虐待</b></p> 	<p>障害者に無理やり(または同意と見せかけ)わいせつなことをしたり、させたりすること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>たとえば</th> <th>こんなサインが</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 性交の強要 ● 裸にする</li> <li>● キスをする</li> <li>● わいせつな話をする など</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 肛門や性器などに出血や傷がみられる。</li> <li><input type="checkbox"/> ひと目を避け、部屋にひとりでいたがる。</li> <li><input type="checkbox"/> 人に相談するのをためらう。 など</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	たとえば	こんなサインが	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 性交の強要 ● 裸にする</li> <li>● キスをする</li> <li>● わいせつな話をする など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 肛門や性器などに出血や傷がみられる。</li> <li><input type="checkbox"/> ひと目を避け、部屋にひとりでいたがる。</li> <li><input type="checkbox"/> 人に相談するのをためらう。 など</li> </ul>
たとえば	こんなサインが				
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 性交の強要 ● 裸にする</li> <li>● キスをする</li> <li>● わいせつな話をする など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 肛門や性器などに出血や傷がみられる。</li> <li><input type="checkbox"/> ひと目を避け、部屋にひとりでいたがる。</li> <li><input type="checkbox"/> 人に相談するのをためらう。 など</li> </ul>				
<p><b>心理的虐待</b></p> 	<p>障害者を侮辱したり、拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>たとえば</th> <th>こんなサインが</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 怒鳴る ● 罵る</li> <li>● 悪口を言う ● 無視する</li> <li>● 仲間に入れない など</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 泣き叫ぶなどパニックを起こす。</li> <li><input type="checkbox"/> 自分で自分を傷つける行為をする。</li> <li><input type="checkbox"/> 攻撃的な態度がみられる。 など</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	たとえば	こんなサインが	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 怒鳴る ● 罵る</li> <li>● 悪口を言う ● 無視する</li> <li>● 仲間に入れない など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 泣き叫ぶなどパニックを起こす。</li> <li><input type="checkbox"/> 自分で自分を傷つける行為をする。</li> <li><input type="checkbox"/> 攻撃的な態度がみられる。 など</li> </ul>
たとえば	こんなサインが				
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 怒鳴る ● 罵る</li> <li>● 悪口を言う ● 無視する</li> <li>● 仲間に入れない など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 泣き叫ぶなどパニックを起こす。</li> <li><input type="checkbox"/> 自分で自分を傷つける行為をする。</li> <li><input type="checkbox"/> 攻撃的な態度がみられる。 など</li> </ul>				

## 放棄・放任

食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話をほとんどせず、障害者の心身を衰弱させること（ネグレクト）。



### たとえば

- 食事を与えない
- 不潔な環境におく
- 医療を受けさせない など

### こんなサインが

- 体から異臭がするなど衛生状態が悪い。
- ひどく空腹を訴え、栄養失調がみられる。
- 学校や職場などに出てこない。 など

## 経済的虐待

同意なく障害者の財産や年金、賃金などを使うこと。また正当な理由なくお金を与えないこと。



### たとえば

- 年金や賃金を渡さない
- 財産や預貯金を使う
- お金を与えない など

### こんなサインが

- お金を使っている様子がみられない。
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない。
- 生活費などの支払いができない。 など

### 【障害者虐待に該当する場合】

障害者虐待防止法では、「養護者」「使用者」「障害者福祉施設従事者等」による虐待を特に「障害者虐待」と定めています（第2条第2項）。

「養護者」とは、障害者の身の世話を身体介助、金銭の管理等を行っている障害者の家族、親族、同居人等のことです。

「使用者」とは、障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者のことです。

「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」（以下、合わせて「障害者福祉施設等」という）に係る業務に従事する者のことです。具体的には、次の施設・事業が該当します。

#### ○障害者福祉施設

障害者支援施設、のぞみの園

#### ○障害福祉サービス事業等

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助、一般相談支援事業及び特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターを運営する事業、福祉ホームを運営する事業、障害児相談支援事業、障害児通所支援事業、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援

### 【障害者福祉施設従事者等による障害者虐待】

これらの事業に従事する人たちが、次の行為を行った場合を「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」と定義しています。（第2条第7項）

- ①身体的虐待：障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ②性的虐待：障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③心理的虐待：障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④放棄・放置：障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤経済的虐待：障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

なお、高齢者関係施設の入所者に対する虐待については、65歳未満の障害者に対するものも含めて高齢者虐待防止法が適用され、児童福祉施設の入所者に対する虐待については、児童福祉法が適用されます。ただし、18歳以上で、障害者総合支援法による給付を受けながら児童福祉施設に入所している場合は、障害者虐待防止法が適用されます。（P.12表①参照）

また、法第3条では「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない」と規定され上記の「障害者福祉施設従事者等」のみならず、幅広く全ての人が障害者を虐待してはならないことを定めています。

障害者虐待防止法に関する全般的な内容は、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」（令和5年7月・厚生労働省）を参照してください。

### 【使用者による障害者虐待】

障害者虐待防止法では、使用者による障害者虐待の防止についても規定されています（第2条、第21、28条）。

障害者虐待防止法に規定されている「使用者」とは、障害者を雇用する事業主、事業の経営担当者及びその事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者と定義されています（第2条第5項）。この場合の事業主には、派遣労働者による役務の提供を受ける事業主等政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体は含まれません。

使用者による障害者虐待とは、【障害者福祉施設従事者等による障害者虐待】に記載した①～⑤と同様に、使用者が行う「身体的虐待」、「性的虐待」、「心理的虐待」、「放棄・放置」及び「経済的虐待」をいいます。

使用者が直接に虐待をした場合だけでなく、他の労働者による「身体的虐待」、「性的虐待」、「心理的虐待」等を放置している場合も「放棄・放置」に当たります。

なお、使用者による障害者虐待については、年齢に関わらず（18歳未満や65歳以上でも）障害者虐待防止法が適用されます。

表①<障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲>

所在 場所	福祉施設・事業						企業	学校 病院 保育所
	障害者総合支援法		介護保険 法等	児童福祉法				
	障害福祉 サービス 事業所 (入所系、 日中系、訪 問系、GH 等含む)	相談支援 事業所	高齢者 施設等 (入所系、 通所系、 訪問系、 居住系等 含む)	障害児 通所支援 事業所	障害児 入所施設 等 ※3	障害児 相談支援 事業所		
年齢	在宅 (養護者 ・保護者)							
18歳 未満	児童虐待 防止法 ・被虐待 者支援 (都・区) ※1			—	障害者虐 待防止法 (省令) ・適切な 権限行使 (都・区)	児童福祉 法 ・適切な 権限行使 (都) ※4	障害者虐 待防止 法 (省令) ・適切な 権限行使 (都・区)	
18歳 以上 65歳 未満	障害者虐 待防止法 ・被虐待 者支援 (区)	障害者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都・区)	障害者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都・区)	—	【20歳ま で】 ※2	【20歳ま で】	障害者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都労働 局)	障害者虐 待防止法 ・間接的 防止措置 (施設長・ 管理者)
65歳 以上	障害者虐 待防止法 高齢者虐 待防止法 ・被虐待 支援(区)			高齢者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都・区)	—	—		

- ※1 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。  
なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の対象にもなる。
- ※2 放課後等デイサービスのみ
- ※3 小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関等（児童福祉法第33条の10）
- ※4 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象となる。

### 3 障害者虐待の防止等に関する責務

#### 【障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の通報義務】

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、区市町村に通報する義務があります（第16条）。

「障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した」場合とは、障害者福祉施設従事者等から明らかに虐待を受けた場面を目撃した場合だけでなく、虐待を受けたのではないかと疑いを持った場合は、事実が確認できなくても通報する義務があることを意味しています。

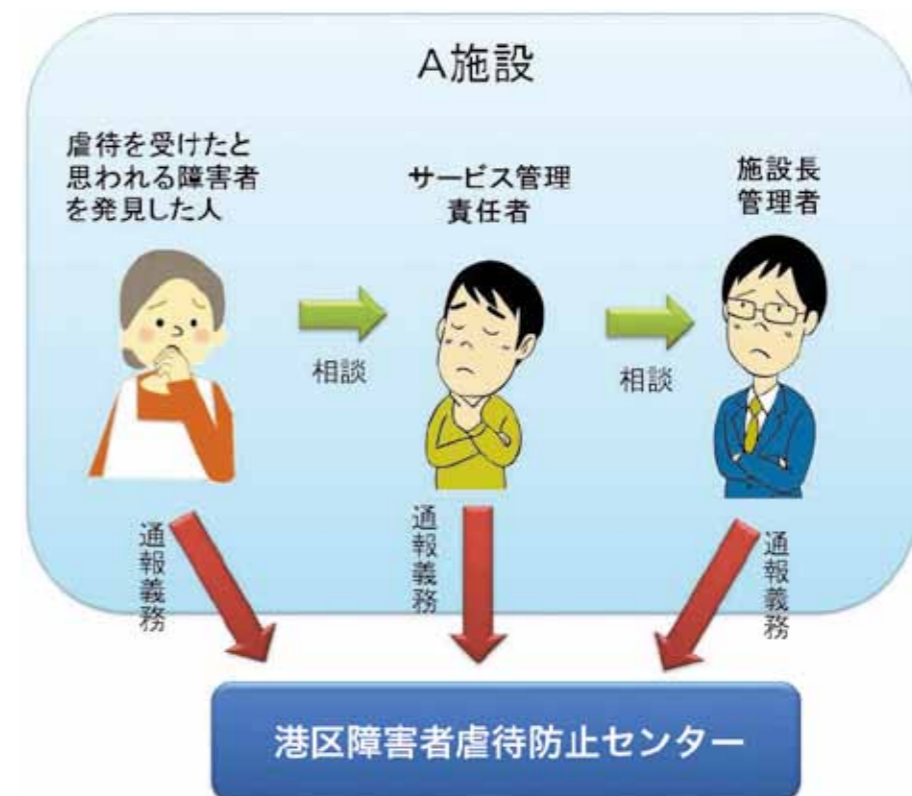
発見者は、障害者福祉施設等の外部の人である場合もあると思いますが、障害者福祉施設等の内部の職員である場合も少なくないと思われます。その場合も通報の義務があることは同様です。

また、障害者福祉施設等の管理者やサービス管理責任者等が、障害者福祉施設等の内部で起きた障害者虐待の疑いについて職員から相談を受けた場合、職員からの相談内容や虐待を受けたとされる障害者の様子等から、虐待の疑いを感じた場合は、相談を受けた管理者等も区市町村に通報する義務が生じます（図-1）。

すなわち、障害者虐待防止法が施行された現在、障害者福祉施設等で障害者虐待があったと思われる場合は、誰もが区市町村に通報する義務を有することになります。

こうした規定は、障害者虐待の事案を障害者福祉施設等の中で抱え込んでしまうことなく、区市町村、都道府県の事実確認調査を通じて障害者虐待の早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

(図-1)



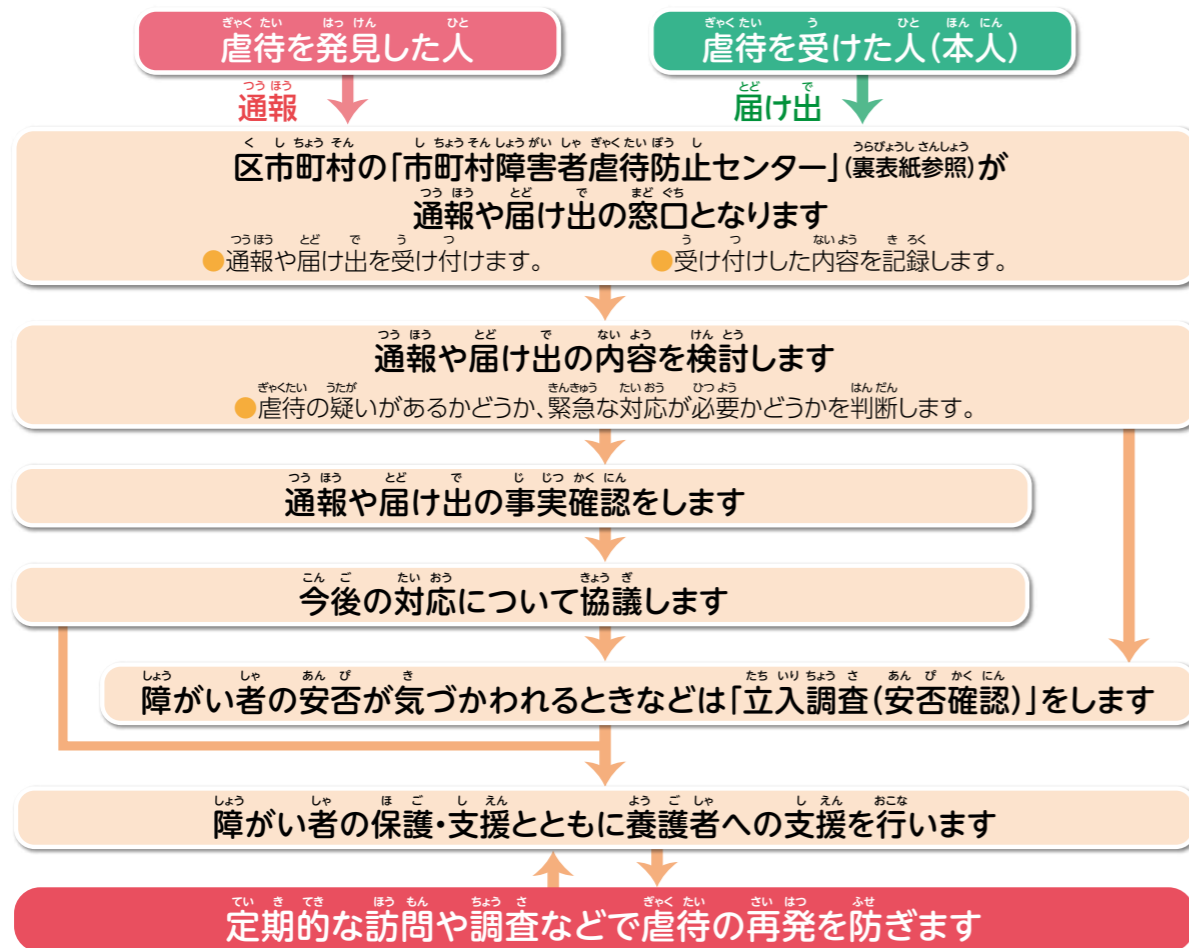
「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（令和5年7月）厚生労働省から

## 【障害者福祉施設等従事者がとるべき通報の手順】

虐待は権利侵害であり、隠さずに通報して利用者を守ります。

- ① 現場の職員等が、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した際は、速やかに区で設置している障害者虐待防止センターに通報します。
- ② 当該職員が所属する法人・事業所が虐待防止委員会や「通報の手順」などを定めている場合には、直属の上司や管理責任者にまずは報告し、通報してもらうことも構いません。
- ③ 上司や管理責任者に報告したにもかかわらず、通報がされなかったときにはうやむやにせず、自ら通報してください。その際には、期間を長くおかずに通報しないと機会を逸することがあります。
- ④ 疑いを発見した事案が虐待であったかどうかは第三者が認定することで、事実が確認できていなくても通報はできます。

<港区における対応の流れ>



※障害者福祉施設従事者等による虐待は港区のほか東京都、また使用者による虐待は港区のほか東京都及び労働局とも情報共有され、必要に応じた指導や措置などが行われます。

通報や届け出をした人の情報は守られます	虐待をした人や届け出をした人を特定する情報は慎重に取り扱われ、港区の職員には守秘義務が課せられます。また、匿名による通報でも、通報内容は受け付けています。
---------------------	---

## 【障害者福祉施設等従事者がとるべき通報手順の参考例】

組織として速やかな対応と未然防止に努めます。

- ① 利用者に対する人権侵害や虐待事案が発生したとき、又はその可能性が疑われるときには、施設・事業所としてその事実確認を速やかに行います。
- ② 職員が日常の支援現場で虐待の疑いを発見するなど気になることがあった場合は、必ず上司にその旨を伝えるように周知します。
- ③ 利用者に対して不適切な関わりがあった際は、本人に謝罪し、施設・事業所として安全の確保や不安にならないような配慮をしていきます。ご家族にもお知らせし、誠意をもって対応します。
- ④ 管理者は虐待であると明確に判断できない場合であっても、速やかに障害者虐待防止法にいう通報を行い、港区・東京都からの立入調査に協力します。
- ⑤ 通報した者が誰であっても、そのことで不利益が生じないようにします。
- ⑥ 上記の事案が発生した場合は時系列に記録し、背景要因を探り、報告書にまとめます。必要な場合は家族会においても報告いたします。
- ⑦ 人権侵害の事案が虐待と認定された場合は、外部の第三者にも加わっていただき、法人として検証と再発防止策を立て、これを公表していきます。
- ⑧ 虐待を起こしてしまった者に対して、事実が確認できたら就業規則による処分を行います。
- ⑨ 再発防止の取り組みは、職員との共同のもと計画的に行っていきます。
- ⑩ 何よりも権利侵害や虐待は未然に防ぐことが重要と認識して、日々の業務改善に努めます。



## 4 障害者虐待の特徴と対応について

東洋大学福祉社会開発研究センター客員研究員  
丸山 晃

### 1. はじめに

障害者虐待は、「養護者」または「障害者福祉施設従事者等」または「使用者」が行為の主体となって行われた虐待行為を差します（3つの主体についてはP.9「障害者虐待の種類と考え方」に詳しく説明されています）。「養護者」も「障害者施設従事者等」も「使用者」も、障害のある人とともに生活していたり、あるいは障害のある人に対して福祉サービスを提供するなど支援していたり、あるいは障害のある人と一緒に働いているなど、障害のある人を支える側であって虐待とは真逆の位置にはいるはずですが。

しかし、1990年代を中心に障害のある人を支援している施設での虐待事件（「白河育成園事件」や「カリタスの家事件」など）や、障害のある人を雇用している企業による虐待事件（「水戸アカス事件」や「札幌三丁目食堂事件」など）が次々と明るみになりました。

その後、平成24年10月に障害者虐待防止法が施行されましたが、障害者虐待の事例は減っていないのが現状です。

障害者虐待の状況については、厚生労働省が毎年度行っている統計調査の結果が公表されています。そこで、執筆時点で最新の令和4年度の調査結果を中心に確認していきましょう。

### 2. 養護者による障害者虐待の特徴

養護者による虐待の状況と対応についてまとめたものが図1になります。

まず、相談・通報があったのは8,650件（うち東京都は517件）で、そのうち市町村や都道府県による調査の結果、虐待と認定されたのは2,123件（うち東京都は156件）、被虐待者数は2,130人でした。いずれも、調査開始以来最も多くなっています。また、残念ながら死亡事例が1件報告されています。

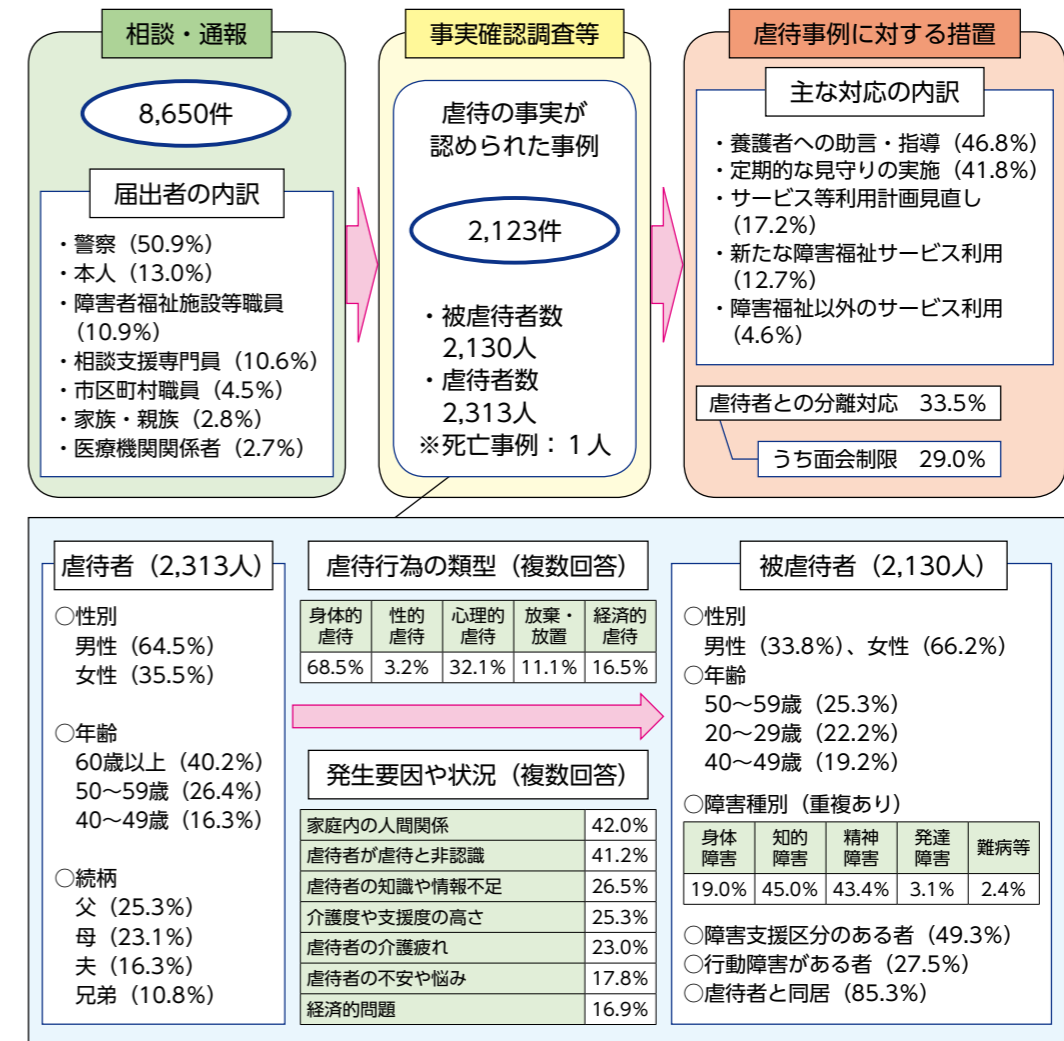
被虐待者は女性が男性の約2倍で、年齢は50～59歳が最も多く、次いで20～29歳、40～49歳、30～39歳の順になっています。被虐待者の障害種別は知的障害が45.0%と最も多く、次いで精神障害（43.4%）、身体障害（19.0%）、発達障害（3.1%）、難病等（2.4%）の順となっています。虐待者は、父が25.3%で最も多く、次いで母（23.1%）、夫（16.3%）、兄弟（10.8%）、その他（叔父、叔母、同居人、交際相手など）（10.3%）、姉妹（4.9%）の順となっています。性別は男性が6割強で、年齢は50歳以上が7割弱を占めていました。

虐待行為は1つの事例で複数の虐待類型に該当する場合もあり、身体的虐待が全体の68.5%で最も多く、次いで心理的虐待が32.1%、経済的虐待が16.5%、放棄、放置が11.1%、性的虐待が3.2%と認定されています。そして、区市町村が判断した虐待の発生要因や状況は、「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」が最も多く42.0%、次いで「虐待者が虐待と認識していない」、「虐待者の知識や情報不足」、「被虐待者の介護度や支援度の高さ」、「被虐待者の介護等に関する不安や悩み・介護ストレス」などの順番になっています。

養護者による虐待に対する区市町村の対応策については、「養護者に対する助言・指導」や「再発防止のための定期的な見守りの実施」が多く行われますが、「既に障害福祉サービスを受け

ているが、サービス等利用計画を見直した」（17.2%）、や「被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用」（12.7%）、「被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用」（4.6%）といった対応もみられます。また、全体の3分の1の事例で、虐待が深刻で被虐待者の安全・安心を確保するために「被虐待者の保護と虐待者からの分離」が行われました。具体的な方法は、障害福祉サービスの利用や一時入院、一時保護などです。

図1・養護者による虐待の実態と対応（令和4年度）



厚生労働省資料から作成

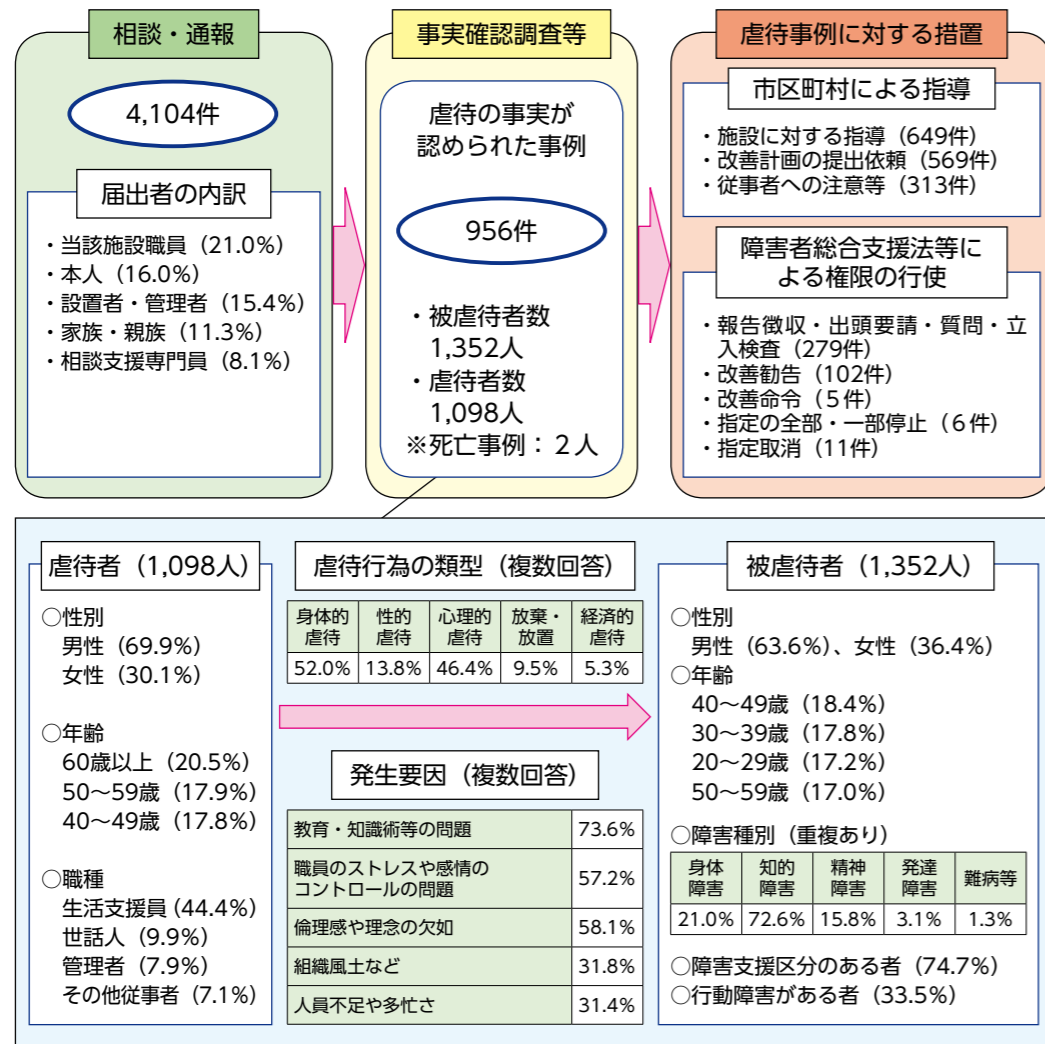
ちなみに、令和3年度の調査結果を詳細に分析した研究では虐待の種類と被虐待者の基本属性の関係が分析されています。その結果についても少し触れておきたいと思います。

「身体的虐待」については、知的障害のある被虐待者は、ない場合に比べて有意に低く、精神障害のある人は有意に高いこと、行動障害のある場合のほうが身体的虐待に遭う割合が高い傾向があることが示されています。「性的虐待」については、女性のほうが遭いやすいこと、有意差はみられないものの比較的若い女性が多いこと、知的障害のある人が有意に高いことが示されています。「心理的虐待」については、性別や年齢による影響はないものの、発達障害のある人や行動障害がないほうが心理的虐待を受けた割合が高い傾向にあることが示されています。「放棄、放置」については、女性よりも男性が被害に遭っている割合が高いこと、身体障害や知的障害がある人のほうがそうでない人に比べて有意に高いことが示されています。「経済的虐待」については、男性が遭った割合が高いこと、有意差はみられないものの20歳代が多いこと、知的障害がある人が被害に遭いやすいことが示されています。

### 3. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の特徴

障害者福祉施設従事者等による虐待の状況と対応についてまとめたものが図2になります。まず、受け付けた相談・通報は4,104件(うち東京都は428件)で、そのうち市町村や都道府県による調査の結果、虐待の事実が認められたのは956件(うち東京都は89件)、被虐待者数は1,352人でした。いずれも、調査開始以来最も多くなっており、10年前(平成25年度)と比較すると相談・通報件数は約2.2倍、虐待判断件数は約3.6倍、被虐待者数は約3倍に増加しています。「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」よりも「養護者による障害者虐待」のほうが相談・通報件数、虐待判断件数、被虐待者数ともに数の上では上回っていますが、「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」のほうが増加の割合は高くなっています。

図2・障害者福祉施設従事者等による虐待の実態と対応(令和4年度)



厚生労働省資料から作成

虐待が認められた956件を事業所の種別で見ると、「共同生活援助」が26.4%と最も多く、次いで「障害者支援施設」が22.4%、「生活介護」が13.7%、「就労継続支援B型」が11.8%、「放課後等デイサービス」が9.7%、の順でした。生活施設の割合が多いものの、相談支援や訪問系サービスでも虐待が発生していることがわかります(P.19表1参照)。

また、これらの事業所のうち障害者虐待防止法施行(平成24年10月)以降に「虐待が疑われる相談・通報・届出」があった事業所は42.4%(403件)、「虐待の事実が認められた事例」があった事業所は34.2%(327件)、更に「障害者総合支援法または児童福祉法の規定に基づく改善勧告、改善命令、指定の効力の全部または一部停止の措置」があった事業所が5.0%(48

件)でした。虐待事案が発生した事業所の約3分の1が過去にも虐待認定されていたのです。

虐待者の属性では、男性が多く40歳以上が約56%を占めています。職種は、生活支援員が44.4%と最も多く、次いで世話人(9.9%)、管理者(7.9%)、その他従事者(7.1%)、サービス管理責任者(6.5%)、児童指導員(3.8%)などとなっています。世話人は共同生活援助で、児童指導員は放課後等デイサービスで特に多くなっています。

被虐待者の属性について、年齢には大きな差は見られませんが、性別では男性が6割強となっています。障害種別では、知的障害が72.6%と最も多く、次いで身体障害(21.0%)、精神障害(15.8%)、発達障害(3.1%)、難病等(1.3%)の順となっており、知的障害のある人が突出して多いことが分かります。また、障害支援区分が高いことや行動障害があることが虐待を受けるリスクとして考えられています。

次に虐待行為の種類別(複数回答)では、最も多いのが身体的虐待で52.0%、次いで心理的虐待が46.4%、性的虐待が13.8%、放棄・放置が9.5%、経済的虐待が5.3%、の順でした。そして、市町村が判断した虐待の発生要因としては、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が73.6%と最も多く、次いで「倫理観や理念の欠如」(58.1%)、「職員のストレスや感情コントロールの問題」(57.2%)、「虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ」(31.8%)、「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」(31.4%)となっています。

ちなみに、令和3年度の調査結果を詳細分析した研究では虐待行為の種類と発生要因の関係が分析されていますので、少し紹介します。

「身体的虐待」については、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が最も高いものの、「職員のストレスや感情コントロールの問題」も高い要因として挙げられています。「性的虐待」は、「倫理観や理念の欠如」が最も高いものの、「教育・知識・介護技術等に関する問題」も高くなっています。「心理的虐待」は、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が最も高くなっています。「放棄・放置」は、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が比較的高いものの、「人手不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」が他の虐待行為類型よりも高くなっています。「経済的虐待」については、「倫理観や理念の欠如」が非常に高くなっています。

障害者施設従事者等による障害者虐待に対する区市町村による対応(令和4年度)としては、「施設・事業所に対する指導」が649件、「改善計画の提出依頼」が569件、「虐待を行った施設従事者等への注意・指導」が313件となっており、区市町村又は都道府県が障害者総合支援法又は児童福祉法に基づく権限の行使としては、「報告徴収、出頭要請、質問、立入検査」が279件、「改善勧告」が102件などでした。この他に都道府県・指定都市・中核市等による一般指導が357件、「当該施設・事業所の管理者、経営層を事業に関与させない指導や助言」も35件行われています。

表1 虐待件数に占める事業所種別の割合

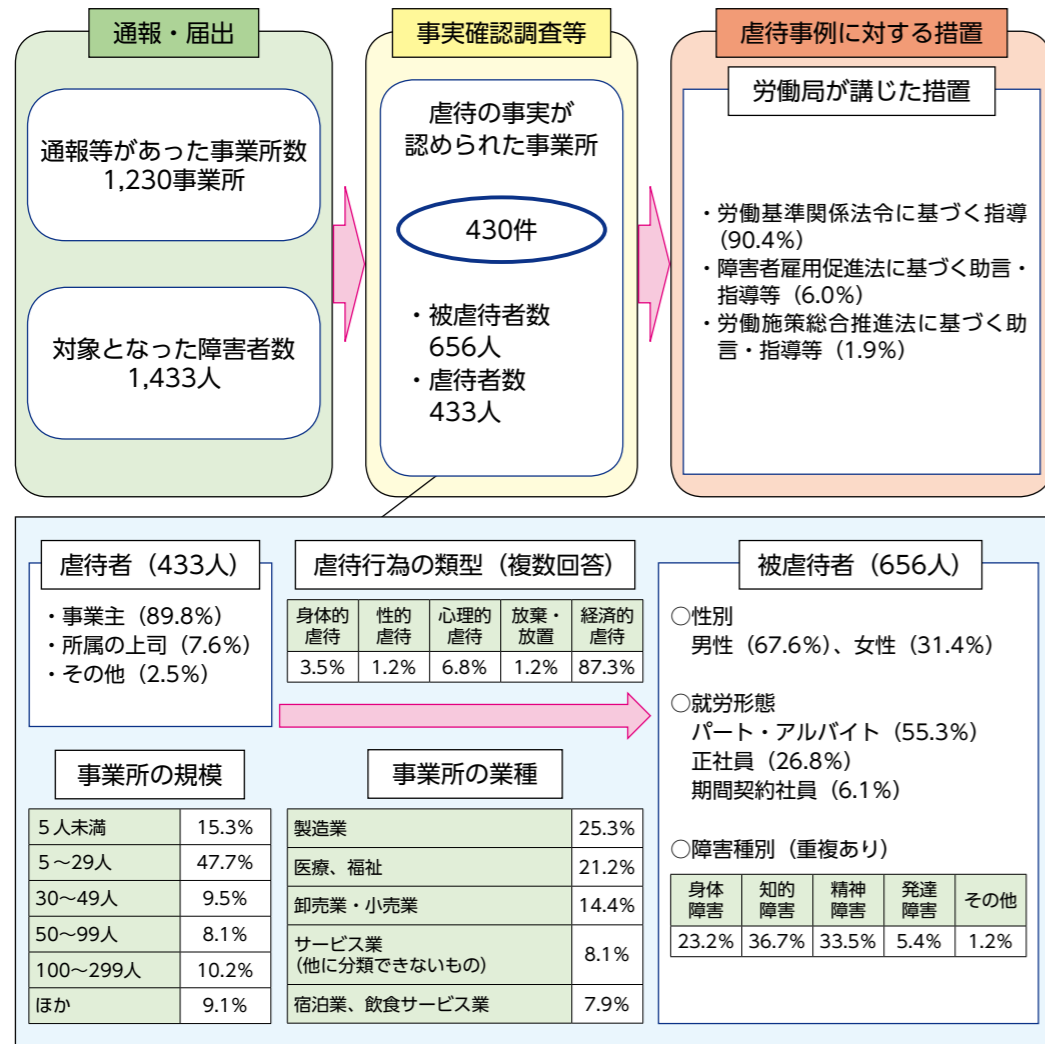
	件数	構成割合
共同生活援助	252	26.4%
障害者支援施設	214	22.4%
生活介護	131	13.7%
就労継続支援B型	113	11.8%
放課後等デイサービス	93	9.7%
就労継続支援A型	33	3.5%
療養介護	24	2.5%
児童発達支援	20	2.1%
居宅介護	17	1.8%
短期入所	17	1.8%
重度訪問介護	10	1.0%
就労移行支援	7	0.7%
地域活動支援センター	7	0.7%
自立訓練	5	0.5%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	5	0.5%
移動支援	4	0.4%
行動援護	3	0.3%
同行援護	1	0.1%
合計	956	100%

#### 4. 利用者による障害者虐待の特徴

利用者による虐待についてその状況と対応についてまとめたものが図3になります。まず、通報・届出があった事業所は1,230事業所で、そのうち都道府県労働局により虐待が認められたのは430事業所、被虐待者数は656人でした。

利用者による虐待の特徴は、障害種別や就労形態を問わず経済的虐待が圧倒的に多いことで、具体的には賃金等を支払わない、賃金額が最低賃金に満たない、強制的に通帳を管理する、本人の了解を得ずに現金を引き出すなどが該当します。経済的虐待の比率は、事業所の規模が小さいほど高くなる傾向にあります。

図3・利用者による虐待の実態と対応（令和4年度）



厚生労働省資料から作成

利用者による虐待に対する対応は労働局が行うこととなります。労働局が講じた対応の8割以上が労働基準関係法令に基づく指導が占めており、その多くは最低賃金法関係となっています。しかし、例えば社員寮などに住み込みで働いている障害者が虐待を受けた場合には生活支援などが必要になるため、区市町村や都道府県とも連携して対応していくことになります。

#### 5. 虐待について敏感になることと支援の質を高めること

前に述べたように障害者施設従事者等による虐待の件数は増加傾向にあります。特に近年は当該施設の職員や管理者による通報届出が増えています（図4を参照）。自分の勤務する施設

での虐待が疑われる事案を通報するという事は、とても勇気が必要だったことでしょう。しかし、これは施設職員の方々が虐待や不適切な支援に敏感になったからであり、権利擁護の重要性を認識するようになったことの裏返しだとも言えるかもしれません。というのも、虐待に関する通報届出があった施設では、虐待防止に関する研修や委員会等の取り組みが進んできているからです（図5参照）。施設内で虐待防止の取り組みを行うことにより、虐待が疑われる出来事を見た場合にそれを放置せずに通報するという意識をもった職員が確実に増えていくことが期待されます（この点はP.27の「施設・事業所が取り組むべき事項」を参照のこと）。

図4・施設における障害者虐待に関する相談・通報・届出者の推移（上位5位まで・過去5年間）

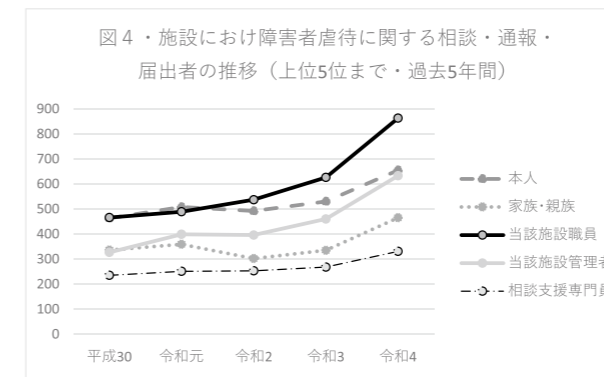
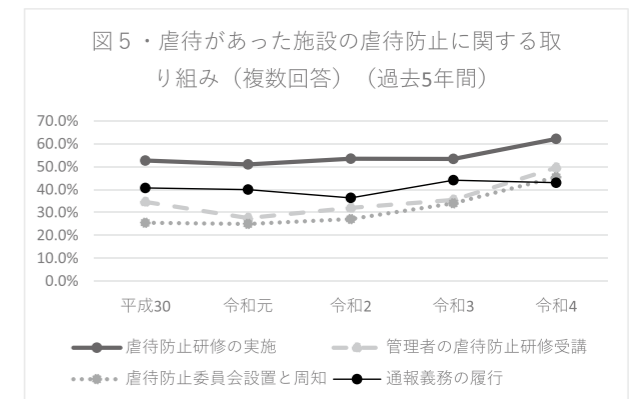


図5・虐待があった施設の虐待防止に関する取り組み（複数回答）（過去5年間）



なお、東京都では家庭内での養護者による虐待における通報者の4人に1人は「施設・事業所の職員」との調査結果が出ており、利用者と日々接する立場だからこそ施設内での虐待行為だけでなく利用者の家庭における養護者による虐待の気配に気付ける立場にあるといえます。

さて、研修などによって支援者の権利擁護意識を向上させるだけで虐待防止が図れるわけではありません。支援者は、利用者理解や業務に必要な知識やスキルを常に更新し、適切で質の高い支援を目指していくことが虐待防止にも有用です。というのも、虐待の発生要因は「教育・知識・介護技術等に関する問題」が最も高いからです。利用者の言動が理解できなかったり、それに対して根拠のある適切な支援方法が分からない時などに、身体拘束や行動制限を行ったり、カッとなって手が出てしまったり、きつい口調になってしまうなど、適切な「支援」ができずに強制的な言動で「支配」しようとする事態が起こりえるのです。適切な支援は、例えば伝えたいことを周囲に伝える方法がわからない「困っている」状態である強度行動障害の人に安心感を与え、行動障害を減らすことにもつながります。支援の質の向上こそが最大の虐待防止なのです。

#### 【参考資料】

- 厚生労働省「令和4年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書」令和5年12月
- 厚生労働省「令和4年度利用者による障害者虐待の状況等」令和5年9月
- 日本総合研究所「令和4年度障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式調査研究事業報告書」令和5年3月

## 5 障害者虐待に関する法律的な観点

東京アドヴォカシー法律事務所  
弁護士 池原 毅 和

以下では事例を参考にしながら虐待があった場合にどのように対処すべきなのか、また、虐待をなくしていくためにどんなことができるかを考えていきましょう。

なお、虐待事例はプライバシーへの配慮から実例を修正した事例にしてあります。

### 【養護者による虐待事例】

姉と姉の内縁の夫と同居している精神障害のある女性で、姉も内縁の夫も障害の理解に乏しく、本人が怠けているだけ、やる気がないだけとして、言うことを聞かないと怒鳴ったり抓ったり叩いたりして言うことを聞かせようとし、精神科の薬は飲まなくてよいなどと言って受診させようとしません。

姉夫婦にも収入はあるが、本人の年金は全額、3人の生活費に使われ、本人の生活に必要な範囲を超えて使い込まれているのかもはっきりせず、食事も十分に出してもらえていない様子が続いている。障害福祉課の担当者が姉夫婦と別に生活することを勧めているが、本人は決断がつかない状態。

#### ・学ぶべき点

家庭の内部のことは外から見えにくく、虐待が発見されにくい可能性が高くなってしまいます。

学ぶべき点として、家計が混然としていて関係性も相互に依存し、障害のある人の自立が図りにくくなっている場合、養護に当たっている親兄弟の負担が重くなっていることが虐待を誘発する背景要因になっている場合、養護に当たっている親の年齢や兄弟の将来の生活像を視野に入れながら中長期的に障害のある人の自立生活の組み立てを考える必要がある場合が考えられます。

#### ・関係者・関係機関が行うべきこと

障害と福祉サービスについて家族の理解が乏しい場合には、その理解を得るために必要な情報の提供や啓蒙啓発が必要です。

利用できる福祉サービスがあることを知らないために家族が引き受けるしかないと思いついで、家族だけで何とかしなければならないと考えてしまうために家族に過剰な負担がかかって、虐待のような問題が生じることもあります。

また、あるいは、差別や偏見をおそれている場合もあるかもしれません。こうした点で家族への情報提供と啓蒙啓発は重要になります。

もっとも、この事例では姉夫婦が障害のある本人の年金を生計のあてにしていることも考えられるので生活保護などを使ってそれぞれが経済的に自立していく方向に導くことも重要になると考えられます。

障害のある本人が別に生活することについて決断がつきにくい状態に対しては、本人

の意向を尊重することが重要ですが、単にイエスかノーかの結論を求めるのではなく、どういふところに迷いがあるのかをじっくり話して、その迷いのもとになる事柄を変えたり、あるいは、それについての見方を変えていくことを助言しながら意思決定を支えていくことが重要です。

この事例では、どのような経緯で虐待の疑いのあることが発見されたのか不明ですが、養護者による虐待は外からは見えにくいので予防や早期発見のためのネットワークを構築しておくことが重要です。

そのネットワークには地域住民や民生児童委員、社会福祉協議会、知的障害者相談員、家族会の人たち、あるいは、福祉サービスを利用している人であれば、その職員などが、虐待の芽を早期に見つけて、深刻な事態になる前に必要な対応につなげていくことが重要です。

そのために**障害者虐待防止法第35条**は「市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。」と定めています。

また、**同法第6条**は、障害者の福祉に業務上関係のある団体や職員等は、障害者虐待の早期発見に努めなければならないとし、また、虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は速やかに通報しなければならないとしています（**第7条第1項**）。

さらに、同法は虐待を通報した人の立場を守るために通報等を受理した職員は通報等をした者を特定させる情報を漏らしてはならないと定めています（**第8条**）。

また、虐待通報の内容になる個人情報に関しては「法令に基づく場合」として、虐待を受けている障害者の個人情報を提供することが許されることとなります（**個人情報保護法第27条第1項第1号および第69条第1項**）。

虐待の事実を確認するためには原則として訪問調査が必要になりますが、養護者の理解を得られるように努めて、その同意に基づいて訪問調査をすることが原則になります。けれども、生命や身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合には立ち入り調査を行う必要があります（**障害者虐待防止法第11条**）。

家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、障害者の生活実態の把握が必要と判断されるような場合なども立ち入り調査を検討する必要があるでしょう。

ただし、鍵やドアを壊して立ち入ることを許す規定はないので、養護者が施錠して立ち入りを拒否している時は立ち入る方法がないので、立ち入りの時期や方法を検討しておくことが大切です。

なお、立ち入り調査の要否などについて、通報事案への対応のために虐待対応担当の職員や他部署の職員で会議を開く場合の個人情報の利用は「法令に基づく場合」として許されることとなります（**個人情報保護法第69条第1項、障害者虐待防止法第9条第1項**）。

また、訪問調査などの事実確認によって障害者本人や養護者の状況を確認した後、市区町村障害者虐待対応協力者と対応について協議（**障害者虐待防止法第9条第1項**）することになりますが、その協議における個人情報の取り扱いも「法令に基づく場合」として許されることとなります。

調査の結果、障害者虐待により生命または身体に重大な危険が生じているおそれがある

ることが分かった場合は、養護者から分離して保護するために障害者総合支援法上の障害者施設などに入所させることが求められます（**障害者虐待防止法第13条第2項**）。

障害のある本人の判断能力が不十分な一方で養護者がサービスの利用を拒否している場合や養護者に対する恐怖心などのために本人が自ら契約することが難しい場合、サービスを利用する気持ちはあっても養護者が経済的搾取をしているために自ら利用料を払えない状態にある場合もこの方法を使うことを検討すべきでしょう。

なお、身体障害又は知的障害以外の障害のある人についても同様に扱うことができます（**同条項**）。

養護者から経済的虐待を受けている場合には、本人の判断能力が不十分な場合には、成年後見開始の審判を求めて（**同条第3項**）、成年後見人に年金の確保管理をしてもらうことも考えられますし、判断能力がある場合であれば、法テラスの援助を得て弁護士に財産の保全を依頼することも考えられます。

他方、養護者による虐待は、養護者自身の心身や経済の状態、障害のある家族の世話の過剰な負担などが背景要因になっていることも考えられるので、市区町村として養護者への支援をすることも重要です（**障害者虐待防止法第14条**）。

#### 【障害者福祉施設従事者による虐待事例】

グループホームの利用者の預り金や障害年金を設置法人の役員が横領している疑いがあり、利用者の金銭管理がどのようにされているのかが曖昧で、利用者に対する経済的虐待の事実については、なかなか把握できない状況。

利用者が骨折など複数のけがをしている様子もあり、施設を運営する社会福祉法人はその事実を把握していたようだが、虐待ではなく「事故」として処理。加害者と目される職員は加害行為を否定しているが、虚偽答弁の疑いあり。

#### ・学ぶべき点

障害者福祉施設内での虐待も外からは見えにくく、職員は自己保身のために他の職員の虐待を見て見ぬふりをしてしまうこともありえます。

また、立ち入り調査の際に真実を話さず虚偽の答弁をすることもあり得るので、虚偽答弁については刑事制裁もあること警告しておくことが有効なこともあります。

#### ・関係者・関係機関が行うべきこと

まず虐待を防止するために障害者福祉施設の設置者または障害者福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等への研修の実施、苦情処理体制を整備や第三者評価の実施ほか、虐待の防止のために、例えば外部からの目が届きやすくするように地域住民やボランティア、実習生の受け入れなどを積極的に行うことや、施設に地域の人を利用できる共有スペースを開放するなどの工夫をすることも考えられます。

虐待を潜在化させないためには、虐待があったときは速やかに通報することが重要です。そのため障害者虐待防止法は障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は速やかに市区町村に通報しなければならないと定めています（**第16条第1項**）。

また、通報した人を保護するために、故意または過失によって虚偽の通報をした場合でない限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務違反には問われないことにするとともに、通報したことを理由にして解雇や不利益な取り扱いをすることを禁止しています（**同条第3項、第4項**）。

さらに、通報を受けた市区町村の職員は通報した人を特定できないようにする配慮が求められています（**第18条**）。施設内で誰が通報したのか犯人探しになることを恐れて通報を躊躇することを防ぐため、虚偽答弁までする事例があることから、通報者保護が重要になります。

通報を受けた市区町村が行う事実確認調査としては、任意調査（**障害者虐待防止法第19条、障害者総合支援法第2条第1項第2号、第3号**）、または、市区町村長による調査権限（**障害者総合支援法第10条、第48条第1項、第3項、第51条の第27第1項、第2項**）に基づく調査を行うこととなります。

この場合の障害者福祉施設等や他の市町村等の行政機関等からの個人情報の提供は「法令に基づく場合」として認められることとなります（**個人情報保護法第27条第1項第1号、第69条第1項**）。

市区町村は、虐待の事実が確認できた事案については都道府県に報告します（**障害者虐待防止法第17条**）。通報を受けた事案の中には故意又は過失に基づく事案ではない事案も含まれる可能性があるため、基本的には虐待の事実が相当程度確認できる事案を前提に報告すべきものと考えられますが、事業所の任意の協力が得にくい場合など都道府県と共同して調査を行うことが適当であると考えられる事案は虐待の事実が相当程度明らかになる前であっても報告することが必要になる場合もあります。

虐待の事実が確認された場合には、社会福祉法、障害者総合支援法、その他の関係法令に基づいて適切な対応を図る必要があります（**障害者虐待防止法第19条**）。

虐待防止改善計画の策定、虐待防止委員会や第三者委員会の設置と定期的なモニタリング、検証委員会による事実関係の徹底的な解明を求める指導などが考えられるでしょう。

指導に従わない場合には社会福祉法及び障害者総合支援法に基づく勧告・命令、指定の取消し処分などの権限を適切に行使することが必要です。

なお、当該施設の運営が特定非営利活動法人によって行われている場合には、障害者総合支援法に基づく勧告・命令、指定の取消し処分などの指導によって改善を図るほか、都道府県の所轄庁が特定非営利活動促進法に基づいて法人に対して改善命令や設立の認証の取消し等の措置を採ることも考えられます。

#### 【使用者による虐待事例】

障害のある従業員が会社の寮に住み込みで生活し、年金や生活費の管理など、衣食住を会社が丸ごと家族に代わって引き受けていた。

会社は給料をほとんど払わず、社長は障害のある従業員に殴る蹴るなどの暴行を加え、女性従業員に対しては性的虐待も加え続けていた。また、食事を抜いたり、「お前らは国が認めた馬鹿だ」などという暴言も日常的に行われていた。

会社内で虐待が横行していたことは、この会社を辞めた女性が警察や、福祉事務所、公共職業安定署に何回も被害を訴えた。公共職業安定署には「社長による性的嫌がらせ」というメモも残っていたが、どの公的機関もその訴えを放置した。

## ・学ぶべき点

衣食住から就労、金銭管理までのすべてが一つの組織や人に任せられるところは、その組織や人との関係が悪くなると、生活の全部がうまくいかなくなってしまうので、それを恐れて相手の言うなりになってしまいがちです。

そうした支配従属関係は虐待の温床になり、虐待を受けても抵抗できず、また、面倒を見てもらっていると考えている家族も黙認してしまう関係が生まれやすくなります。

また、いろいろな支援の人がかかわっていれば、他の人の目が入りやすくなり、虐待の情報も入りやすくなりますが、一か所で抱え込まれていると他の人の目が入らないので、虐待が発見されにくくなります。

社会の目が入るように、サービスの分散化や地域との交流などを組み合わせることも重要です。

## ・関係者、関係機関がなすべきこと

### ① 区及び都道府県への虐待の通報

障害者虐待防止法は使用者による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に市区町村または都道府県への通報義務を定め（第22条第1項）、市区町村は使用者による虐待の通報を受けた場合は、その事実関係について事業所所在の都道府県に通知しなければなりません（第23条第1項）。これらの条項に基づく通報、通知による個人情報の提供は、法令に基づくものなので、個人情報保護法によって許されることとなります（第27条第1項第1号、第69条第1項）。

### ② 区の虐待について事実関係の確認

通報を受けた区としては、事実関係の確認と特に本人の安全確認、また、生活支援や福祉サービスの個別支援の必要性や有効性について確認検討することになります。

この場合、使用者に対する指導権限は区にはないので、個人情報保護法上、法令に基づく行為として個人情報を扱うことはできませんが、本人の同意が得られれば許されますし、同意を得るのが困難である場合は、上記の事例のように本人の身体や財産の保護のために必要がある場合であれば許されることとなります。生命に危険があるような場合も同様に個人情報の提供は許されることとなります（個人情報保護法第27条第1項第2号）。

使用者の協力が得られない場合は、事業所所在地の都道府県を経由して都道府県労働局に報告し、その調査に同行するなどの協力をすることが考えられます。

上記の事例では、虐待が摘発され、虐待がなくなるだけで問題が解決するわけではなく、生活全体の再建が必要であり、そのためには障害者総合支援法に基づく福祉サービスの構築が求められます。したがって、使用者の虐待について都道府県労働局と並行しながら、障害者福祉サービスの進めていく必要があります。

## 6 施設・事業所が取り組むべき事項

障害者総合支援法に基づく運営基準及び障害者虐待防止法では、各施設・事業所の責務として、虐待防止等のための措置を講じなければならないとされています。

障害者虐待防止の推進と身体拘束等の適正化の推進のため、各施設・事業所が取り組むべき以下の事項が平成4年度より義務化されています。令和6年度の報酬改定において、障害者虐待防止措置を未実施の各施設・事業所は、基本報酬が減算となり、また、身体拘束等の適正化の徹底を図る観点から減算額が引き上げとなりました。

### (1) 虐待防止について

- ① 虐待防止委員会の定期的な開催と委員会での検討結果の従業員への周知徹底
- ② 従業員への定期的な研修の実施
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置

#### 【虐待防止委員会の定期的な開催】

- ◆ 組織として虐待に対応する体制を整備すること。
- ◆ 定期的な開催（年1回以上）すること。
- ◆ 結果を全従業員に周知すること。

#### 虐待防止委員会の役割

- ① 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）
- ② 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）
- ③ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）

#### 【虐待防止のための研修の実施】

- ◆ 全従業員に対して実施すること。  
全従業員とは…常勤・非常勤を問いません。施設、事業所関係者（事務員、調理員、送迎運転手、添乗員等）を含みます。
- ◆ 定期的な実施（年1回以上）し、新規採用職員には必ず実施すること。
- ◆ 研修の実施記録を作成すること。

#### 虐待防止のための研修テーマ（例）

- ・ 障害者虐待防止法を理解する研修
- ・ 虐待防止や人権意識を高める研修
- ・ 障害特性を理解し、適切に支援ができるような知識と技術を獲得する研修
  - \* 行動障害や自閉症についての理解を深めるもの
- ・ 事例検討

### 【虐待防止チェックリストの実施】

- ◆ 全従業員に対して実施すること。  
全従業員とは…常勤・非常勤を問いません。施設、事業所関係者（事務員、調理員、送迎運転手、添乗員等）を含みます。
  - ◆ 定期的に実施（年1回以上）すること。
  - ◆ 管理者はチェックリストA※を実施すること。
  - ◆ 直接処遇職員はチェックリストB※を実施すること。
  - ◆ 実施結果を虐待防止委員会で分析する等、活用すること。
- ※ 厚生労働省「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（令和5年7月）を参考にすること。

### 【虐待防止マニュアルの作成】

- ◆ 内容を研修等で活用し、全従業員に周知すること。  
虐待防止マニュアルには、以下の内容を必ず記載してください。

- ① 発見者の区への通報義務  
明らかに虐待を受けた場面を目撃した場合だけでなく、虐待を受けたのではと疑いを持った場合にも通報義務が生じます。（P13図1参照）
- ② 虐待防止のための体制  
虐待防止責任者の設置、委員会の開催、研修の実施、チェックリストの実施等
- ③ 障害者虐待の5類型
  - ・身体的虐待
  - ・性的虐待
  - ・心理的虐待
  - ・放棄、放置
  - ・経済的虐待

### 【虐待防止責任者の設置】

- ◆ 虐待防止委員会の開催や虐待防止のための研修の実施を適切に実施するための担当者を置くこと。
  - ◆ 重要事項説明書に記載すること。  
重要事項説明書とは…利用申込者に対して、サービス内容を分かりやすく説明するための書類
- (主な記載事項)
- ・利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項。
  - ・運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制、第三者評価の実施状況等。
  - ・第三者評価の①実施の有無、②直近の評価実施年月日、③評価実施機関名、評価結果の開示状況。

### 【虐待防止啓発掲示物の掲示】

- ◆ 掲示物に事業所の虐待防止責任者を記載すること。

### 〈虐待防止啓発掲示物の例〉

#### 職員の方々に

以下のような行為は、障害者への虐待です。不適切な支援から、傷害罪等に当たる犯罪行為まで様々ですが、いずれも障害者の人権の重大な侵害であり、絶対に許されるものではありません。

#### ●身体的虐待

- ・殴る、蹴る、たばこを押しつける。
- ・熱湯を飲ませる、食べられないものを食べさせる、食事を与えない。
- ・戸外に閉め出す、部屋に閉じこめる、縄等で縛る。

#### ●性的虐待

- ・性交、性的暴力、性的行為の強要。
- ・性器や性交、性的雑誌やビデオを見るよう強いる。
- ・裸の写真やビデオを撮る。

#### ●心理的虐待

- ・「そんなことすると外出させない」等言葉による脅迫。
- ・「何度言ったらわかるの」等心を傷つけることを繰り返す。
- ・成人の障害者を子ども扱いする等自尊心を傷つける。
- ・他の障害者と差別的な取り扱いをする。

#### ●放棄・放置

- ・自己決定といって、放置する。
- ・話しかけられても無視する。拒否的態度を示す。
- ・失禁をしていても衣服を取り替えない。
- ・職員の不注意によりけがをさせる。

#### ●経済的虐待

- ・障害者の同意を得ない年金等の流用等財産の不当な処分。

#### ●その他

- ・職員のやるべき仕事を指導の一環として行わせる。
- ・しつけや指導と称して行われる上記の行為も虐待です。

自分がされたら嫌なことを障害者にしていませんか。  
常に相手の立場で、適切な支援を心がけましょう。

●●事業所 虐待防止責任者 ■■ ■■

障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（令和5年7月厚生労働省）参考

## (2) 身体拘束等の適正化について

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討するための委員会の定期的な開催と委員会での検討結果の従業者への周知徹底
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ④ 従業者への定期的な研修の実施

### 【身体拘束適正化委員会の定期的な開催】

- ◆ 不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法を検討するためのもの。
- ◆ 定期的な開催（年1回以上）開催すること。
- ◆ 結果を全従業者に周知すること。
- ◆ 構成員の責務及び役割分担を明確にし、専任の身体拘束等の適正化担当者を決めておくこと。

### 身体拘束等適正化委員会の運用

- ① 従業者から報告された事例を集計し、分析すること。
- ② 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。
- ③ 報告された事例及び分析結果を全従業者に周知すること。
- ④ 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。

### 【身体拘束等の適正化のための指針の整備】

#### 指針に記載すべき事項

- ① 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
- ② 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ③ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ④ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ⑤ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ⑥ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

### 【身体拘束等の適正化のための研修の実施】

- ◆ 身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識の普及・啓発を目的とする。
- ◆ 全従業者に対して実施すること。
- ◆ 定期的な実施（年1回以上）し、新規採用職員には必ず実施すること。
- ◆ 研修の実施記録を作成すること。

### 【身体拘束等を行う場合】

- ◆ やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用児童の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ◆ 記録様式を整備すること。

### やむを得ず身体拘束等を行う場合の3要件

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的にかつ慎重に行います。

#### ① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。

#### ② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要があります。

#### ③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

### やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

- ・ アセスメントや担当者会議等において、事前に身体拘束が発生する可能性が把握できる場合は、個別支援計画に身体拘束の態様、緊急やむを得ない理由を記載してください。
- ・ 保護者や本人に丁寧に説明し、了解を得ることが必要です。
- ・ 身体拘束を行った後は、その支援内容が適切だったかどうかを身体拘束適正化委員会で検証する必要があります。

## 〈参考〉

### 身体拘束等禁止の対象となる具体的な行為

- ・徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ・皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ・脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

〔「身体拘束ゼロへの手引き」(平成13年3月)厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」一部抜粋〕

## 7 参考

### [Q&A]

#### 1. どのような場合に通報したらいいですか？

障害者虐待防止法は、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合は、速やかに通報しなければならないと定めています。虐待だという確証がない場合でも、不自然な怪我、アザ、傷などがあり、虐待と疑われる場合は通報（相談）してください。

「障害者本人の態度が以前とは違う」など、個人の主観により偏りがあると、虐待の捉え方が違う、あるいは、勘違いや誤解が生じているといった場合があります。事業所内で他の職員や管理責任者とも情報を共有し、本人の様子を継続して観察していくことも大切です。

#### 2. どのような内容を通報したらいいですか？

- ・怪我やアザ、傷を確認したのはいつか？
- ・実際に確認した身体状況は？
- ・誰が誰に対する虐待なのか？
- ・本人から聞き取った具体的な状況は？
- ・日頃の状況、本人の話した内容、本人の受け止め方、心理的な不安など、虐待防止センターは、上記の内容やこれまでの経過などをお尋ねします。

支援者としての関わりでは、虐待を受けた本人の日頃の言動、心身の状態や家族との関係などから心配な状況があれば、本人から聞いた言葉を具体的なエピソードとしてそのまま記録しても構いません。

#### 3. 身体のアザや傷を発見した場合、どうしたらいいですか？

アザや傷の程度を確認し、緊急性があれば医療機関につなぐことが第一優先です。その上で、できるだけ虐待の状況等の事実確認を行い、虐待防止センターへ一報を入れてください。

直ちに医療機関につなぐ必要がない場合、本人への聞き取りや、洋服等で隠れて目に見えない場所にアザや傷がないかなど、できるだけ身体状況の確認を行ってください。本人の心理的な状態も確認しながら、服を脱いでもらう場合には、本人の同意を得て、複数人で確認をしてください。

#### 4. 身体のアザや傷を写真に撮ってもいいですか？

本人の同意を得て、写真を撮ることが望ましいです。できれば、アザや傷の大きさがわかるよう、ペンや硬貨などの物を一緒に写すことが望ましいです。アザや傷は、日数が経つと徐々に消えてしまうため、本人からの聞き取り内容とともに、記録として保管してください。

#### 5. 身体のアザや傷を発見した場合、本人にどう質問したらいいですか？

本人からの聞き取りをする場合、落ち着いて話しができる相談室等の場所で話を聞くことが望ましいです。

質問をする人は、本人が慣れている職員が望ましいですが、質問攻めにならないよう、話しやすい雰囲気づくりを心掛け、同席者が記録するといった配慮をすることも重要です。

また、事実を正確に把握するため、「お父さん（お母さん）に叩かれたの？」といったような、答えを決めつけて誘導する質問は適していません。

本人からの返答がなければ、質問内容や質問の言い方を変えて聞き、それでも返答がなければ、返答がない事実と、表情や態度などを記録に残してください。

#### 6. 不確実な場合でも通報してもいいのですか？

虐待が確かではない場合でも、疑わしいと感じたり、支援者が利用者に対して不適切な対応を行っていると感じた場合、どのような事態がいつ頃から、どのような頻度で行われているかなど、確認している情報を通報（相談）してください。

#### 7. 通報は誰がしたらいいですか？

障害者虐待防止法では、すべての人に通報義務が定められています。

障害者虐待を受けたと思われる障害者を見つけた場合は、福祉サービスの支援者または、所属する組織の管理者はもちろん、障害者に関係する周辺の人々など、どなたからでも通報（相談）を受け付けています。

施設で障害者虐待を見つけた場合は、所属する組織で管理職に報告し、組織として対応を話し合い、通報（相談）してください。

#### 8. どの程度の状態で通報するのですか？

怪我やアザ、傷の程度で通報をするかどうかを判断するものではありません。支援者が障害者やその養護者等との日頃の関わる中で、心配な様子に気づいた場合、虐待であると確信がなくても通報（相談）してください。

#### 9. 施設で通報したことが、家族に分かってしまうと困るのですが、どうしたらいいですか？

行政機関等の職員には守秘義務があり、通報した人が特定される情報は慎重に取り扱います。多くの場合、ご家族に対しては虐待通報があったこと自体を伝えずに関わります。そのため、どこから通報があったかということが家族に伝わることはありません。

#### 10. 通報したことは秘匿にしてもらえますか？

通報は匿名でも受け付けます。行政機関等の職員には守秘義務があり、通報した人の情報は慎重に取り扱われます。

なお、通報者が施設や福祉関係従事者の場合は、通報を理由に解雇などの不適切な取り扱いをすることは禁じられています。

虐待の疑いがある、虐待なのかな？と思うことでも結構ですので、通報（相談）してください。

#### 11. 通報の際に、個人情報をお話してもいいのですか？

個人情報をお話しいただいてかまいません。虐待の通報は何よりも優先されることであり、個人情報の守秘義務がある者が通告したとしても罰せられることはありません。

#### 12. 港区民ではないのですが、どこに通報したらいいですか？

港区以外に住んでいる障害者の場合は、その虐待を受けている障害者が住んでいる区市町村の虐待防止センターに通報（相談）してください。（入所施設の障害者の場合は、援護の実施自治体になります。）

また、施設側による虐待、あるいは虐待が疑われる場合は、その施設の所在地のある虐待防止センターが通報（相談）先になります。

#### 13. 虐待が疑われる場合に、すぐに保護してもらえるのですか？

生命にかかわる恐れがある、本人が保護（帰りたくない等）を訴えている場合など、深刻な状況で家に帰ることが危険と判断した場合等には、緊急的に一時的な保護をすることもありますが、全てのケースで保護をするとは限りません。

福祉サービスの利用状況等を確認し、関係する支援者の介入により、改善を図っていく場合もあります。

#### 14. 通報した後、その後の経過を報告してもらえるのですか？

通報をいただいた後、経過報告はおこないません。守秘義務がありますので、ご理解ください。

なお、虐待を受けた障害者の支援者の方々については、その後の支援に関わるチームの一員となることがあります。その場合、支援に必要な範囲での情報共有を行うことがあります。

15. 同僚の言動が、障害者虐待にあたるのではないかと疑問です。その場合でも通報していいのですか？

「こんなことで相談してもいいのかな」と思うようなことでも、職場内で解決に悩むことがあれば、虐待防止センターに通報（相談）してください。

職場内で相談しにくい状況があったり、職員の不適切な言動に他の職員が見て見ぬふりをすることがあったり、風通しの悪い状況が、虐待につながる場合があります。虐待防止のためには、福祉施設やサービス提供事業所では、職員の働く環境やメンタル面のケアなども必要で、日頃から上司や職員同士で話し合う機会を作るなど、職場環境を整えることも大切です。

区（虐待防止センター）では、サービス提供事業所への助言や研修の実施を通して、虐待防止や事業所運営の支援も行っています。

16. 障害者の雇用先で虐待が疑われる場合は、どこに通報したらいいのですか？

事業所の所在地の区市町村・都道府県の障害者虐待防止の相談窓口が通報や届出先になります。

17. 通報した後、虐待ではないと判断された場合どうなりますか？

障害者虐待には該当しないと判断された場合でも、何らかの支援が必要な状態や、障害者虐待が疑われるような状況に対し、虐待防止センターが関わるきっかけになり、改善をはかることができる場合があります。また、障害者虐待について正しい知識を持ってもらう機会となる場合もあります。

なお、障害者虐待ではなかったからといって通報者が責められることはありません。

18. 障害者が児童や高齢者であったり、DVを受けたりしていた場合、それぞれの窓口で通報しなければなりませんか？

障害者の年齢や虐待の内容により、通報（相談）先が分かれています。判断に迷う場合には、障害者虐待防止センターにご相談ください。

障害者虐待防止センターでは、各関係機関の虐待相談窓口と連携を取っています。通報の内容を基に対象となる虐待相談窓口へ情報を伝えますが、当該相談窓口が直接支援者からお話を伺うため、改めて担当者から連絡がありますので、ご協力をお願いします。

また、障害児通所支援事業所による虐待の場合は、障害者虐待防止センターで受け、障害者福祉課内の指定事業所の運営支援を担当する部署と連携し、対応します。

【港区の相談件数の推移】

令和3年度（R3.4.1～R4.3.31）

単位：人

相談件数	養護者による虐待			施設従事者による虐待			使用者による虐待		
	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神
	2	3	4	-	6	1	-	1	1
	合計		9	合計		7	合計		2

虐待種別※	身体的虐待	性的虐待	放置・放任
	4	-	-
	心理的虐待	経済的虐待	合計
	13	1	18



令和4年度（R4.4.1～R5.3.31）

単位：人

相談件数	養護者による虐待			施設従事者による虐待			使用者による虐待		
	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神
	3	4	3	-	7	-	1	1	-
	合計		10	合計		7	合計		2

虐待種別※	身体的虐待	性的虐待	放置・放任
	10	0	1
	心理的虐待	経済的虐待	合計
	8	0	19



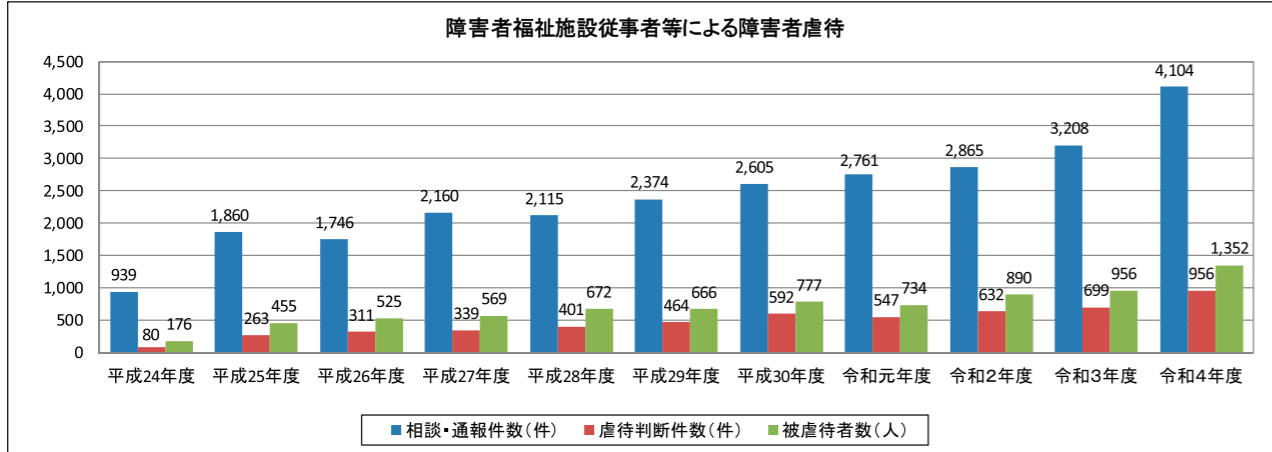
※障害種別件数は、重複して該当あり。

## 2. 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞ 経年グラフ

- ・令和4年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は4,104件であり、令和3年度から増加(3,208件→4,104件)。
- ・令和4年度の虐待判断件数は956件であり、令和3年度から増加(699件→956件)。
- ・令和4年度の被虐待者数は1,352人。

障害者福祉施設従事者等	平成							令和			
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956
被虐待者数*(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956	1,352

\*被虐待者が特定できなかった事例を除く



\* 平成24年度は下半期のみデータ

出典：障害者虐待対応状況調査経年グラフ（令和5年12月）厚生労働省

### 【参照】

厚生労働省 虐待防止法 ホームページ

(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaihashukushi/gyakutaiboushi/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/gyakutaiboushi/index.html)



### ● 「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」

(厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001126130.pdf>



### ● 「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」

(厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001121499.pdf>



## 障害者虐待かもしれないと思ったら！

港区での障害者への虐待にかかわる通報や届出は下記へ連絡してください。

### 【障害者及び障害者福祉施設における虐待の場合】

港区障害者虐待防止相談ダイヤル

**03-3578-2673** (平日 午前8時30分～午後5時15分)

※上記時間以外と夜間・休日は、**03-3578-2111** (区役所代表) へ

### 【児童及び児童福祉施設における虐待の場合】

港区児童虐待相談ダイヤル

**0120-483-710** (受付時間 24時間365日)

### 【高齢者及び高齢者福祉施設における虐待の場合】

芝地区高齢者相談センター **03-5232-0840**

麻布地区高齢者相談センター **03-3453-8032**

赤坂地区高齢者相談センター **03-5410-3415**

高輪地区高齢者相談センター **03-3449-9669**

芝浦港南地区高齢者相談センター **03-3450-5905**

※受付時間 月～土曜：午前9時～午後7時30分 日曜・祝日・年末年始：午後9時～午後5時

＜相談区域＞

芝地区高齢者相談センター	芝、海岸1丁目、東新橋、新橋、西新橋、三田1～3丁目、浜松町、芝大門、芝公園、虎ノ門、愛宕
麻布地区高齢者相談センター	東麻布、麻布台、麻布狸穴町、麻布永坂町、麻布十番、南麻布、元麻布、西麻布、六本木
赤坂地区高齢者相談センター	元赤坂、赤坂、南青山、北青山
高輪地区高齢者相談センター	三田4・5丁目、高輪、白金、白金台
芝浦港南地区高齢者相談センター	芝浦、海岸2・3丁目、港南、台場

### 【身体・生命に危険が及ぶような重大・緊急の場合】

**110番か各警察署へ**

愛宕警察署 **03-3437-0110**

麻布警察署 **03-3479-0110**

赤坂警察署 **03-3475-0110**

高輪警察署 **03-3440-0110**

三田警察署 **03-3454-0110**

東京湾岸警察署 **03-3570-0110**



区の木



ハナミズキ

■ミズキ科  
北米原産 外来種  
落葉広葉樹

区の花



アジサイ

■ユキノシタ科  
日本（関東南部）原産  
落葉広葉樹 1.5~2.0m



バラ

■バラ科  
日本、中国、欧州原産  
常緑落葉低木つる



港区のマークは、昭和 24 年 7 月 30 日に制定しました。  
旧芝・麻布・赤坂の 3 区を一丸とし、その象徴として  
港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

支援者のための障害者虐待防止マニュアル  
令和 6 年（2024年） 3 月発行

編集・発行 港区保健福祉支援部障害者福祉課  
東京都港区芝公園1-5-25  
電話 03-3578-2826